

肥育素牛生産拡大施設等整備事業

目的

全国的な子牛不足や飼料コストの高騰に対処するため、優れた血統の肥育素牛の生産拡大や自給飼料の生産利用の推進を図り、本県農畜産物のトップブランドである「佐賀牛」の生産基盤を強化する。

(県内自給率 H30:28.6% ⇒ R4:29.3% ⇒ R10:33.3% ※食と農の振興計画2023)



事業内容等

- ・事業期間 R5年度～R8年度
- ・事業主体 ①肥育素牛の生産拡大に取り組む農業者(肥育素牛生産者)と耕種農家が組織する団体
②農業協同組合(耕畜連携に取り組む肥育素牛生産者に施設・機械をリースする場合、子牛の共同育成施設、繁殖雌牛の共同管理施設を整備する場合に限る)
- ・事業メニュー等

事業メニュー	対象内容	補助率	補助上限額
①増頭に必要な施設・機械等の整備	・繁殖牛舎(ほ育・育成牛舎、付帯設備含む)、堆肥舎等ふん尿処理施設・機械 ・省力化機械・装置(ほ乳ロボット等) ・生産性向上を図るための機械・装置(発情発見システム、細霧装置等) ・放牧施設(電気牧柵等) ・堆肥舎の増設・ブロー	・対象経費の10/13以内、又は間接補助事業費の1/3以内のいずれか低い額。 ・ただし、中山間地域での取組に該当する場合は、対象経費の4/5以内、又は間接補助事業費の4/10以内のいずれか低い額。	①、③に取り組む場合 ・繁殖雌牛1頭当たり <u>332千円(税抜)</u> に増頭数を乗じた額。 ・ただし、中山間地域の取組は、繁殖雌牛1頭当たり <u>398千円(税抜)</u> に増頭数を乗じた額。
②飼養環境改善に必要な施設・機械等の整備			②に取り組む場合 ・繁殖雌牛1頭当たり <u>228千円(税抜)</u> に既存(受益)頭数を乗じた額。 ・ただし、中山間地域の取組は、繁殖雌牛1頭当たり <u>274千円(税抜)</u> に既存(受益)頭数を乗じた額。
③増頭に必要な施設の改築	・増頭に必要な畜舎及びその付帯設備の改築に係る費用 ただし、遊休畜舎等の取得に係る費用は、補助の対象外とする。		

補助金の流れ

県 → 市町 → 事業実施主体